（別記）

令和８年度吉野町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

吉野町は、奈良県のほぼ中央に位置し、地形は東西に貫流する吉野川を挟んで北部は竜門山地が連なり、南部は大峯山系から分岐した壮年期の起伏の多い山脈が連なっているため、平坦地は、谷沿いの僅かな地域に限られる。林野面積が総面積の約８３％（７，８７２ｈａ）を占め、耕地面積は２０４ｈａであり、水田面積については１１４ｈａである。

水田営農の特徴としては、水稲をベースに夏秋ナス、促成ワラビ、ピーマン、種苗、果樹（ブドウ）原木椎茸等の栽培を行う専業農家が数パーセントに過ぎず、大部分の農家は自給的生産を主とする兼業農家である。農家数の８５％以上が自給的農家であり、このような状況から水稲から野菜等の高収益作物への転換を推進することが課題となる。

主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付けに転換を促進することで、水田面積の維持を図っていく必要がある。また、農業従事者の高齢化及び後継者不足が加速し続けており、農家戸数の減少が見られるとともに不作付地の拡大が進んでおり、新規需要米を含めた水稲作付による耕地面積の維持も課題となっている。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

大和トウキ、促成ワラビについては、栽培環境として不利な水田を活用しているが、吉野産は高品質な商品として高い評価を得ている。特に「大和トウキ」は、奈良県の各地域で栽培が拡大しており、薬用等での活用に注目が集まっている。産地交付金を活用し作付面積の維持・拡大を図る。

また、促成ワラビ、味吉野ピーマン、種苗等の栽培を行う農家に加え、兼業農家の収益力向上のため、水田の転換作物として野菜等の少量・多品目栽培が行われており、その販路拡大への支援を行っていく。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

現在の水田利用状況を推計した結果、管内で作付けしている水田のうち、約１０．５％、４．３ｈａは、水稲作を組み入れず、野菜等の畑作物の作付けが恒常的に行われている。また、圃場の区画規模も小規模なものが多く、省力化による生産性の向上も難しく担い手農家への集約も進展せず、自給的な消費を中心とした水稲作や畑作が行われているのが実態である。

今後、営農計画書での作付け形態や現地確認で現況を把握し、今後の作付意向を基に耕地の持続的な活用の推進するため、ブロックローテーション体系等の構築を検討しつつ、水田活用の直接支払制度支援を活用した特産品の作付増加と不作付地の再活用を促すとともに、畑地化に向けた支援策の構築できるよう図っていく。畑作物のみを生産し続けている活用水田について、現地確認を基に水稲作に活用される見込みがない水田は条件が整う場合等は転換を促していく。

４　作物ごとの取組方針等

町内の約１４４ha（不作付地を含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

（１）主食用米

主食用米の生産については、昨今の需給状況に応じた計画的な生産を行い、「売れる米」の生産地としての地位を確保する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

（２）備蓄米

作付計画の予定はない。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

需要に応じた米生産を行うため、飼料用米の作付を推進する。

イ　米粉用米

需要に応じた米生産を行うため、米粉用米の作付を推進する。

ウ　新市場開拓用米

需要に応じた米生産を行うため、新市場開拓用米を推進する。

エ　WCS 用稲

需要に応じた稲生産を行うため、WCS 用稲を推進する。

オ　加工用米

需要に応じた米生産を行うため、加工用米の作付を推進する。

（４）麦、大豆、飼料作物

産地交付金を活用した導入推進を図っていく。

（５）そば、なたね

産地交付金を活用した導入推進を図っていく。

（６）地力増進作物

生産力向上のための土質改善の推進を図って行く。

（７）高収益作物

産地交付金を活用した導入推進を図っていく。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　８　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※　農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	32.2	0.0	38.9	0.0	38.9	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	3.2	0.0	4.2	0.0	4.22	0.0
・野菜	2.5	0.0	3.2	0.0	3.22	0.0
・花き・花木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・果樹	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・その他の高収益作物	0.7	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0		
	0.0	0.0	0.0	0.0		
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0		

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	促成蕨・大和当帰【基幹】	地域特産品に対する助成	作付面積の維持拡大	（令和7年度） 76a	（令和8年度） 105a
2	野菜・花き・果樹・その他高収益作物（促成蕨・大和当帰を除く）【基幹】（別表１のとおり）	作付推進に対する助成	作付面積の維持拡大	（令和7年度） 327a	（令和8年度） 406a

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：奈良県

協議会名：吉野町地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域特産品に対する助成	1	25,000	促成蕨・大和当帰【基幹】	対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家
2	作付推進に対する助成	1	17,000	野菜・花き・果樹・その他高収益作物（促成蕨・大和当帰を除く）【基幹】（別表1のとおり）	対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別表１

〇産地交付金助成対象作物（整理番号２）

	作物名	備考
野菜	青ネギ、青さやインゲン、アサツキ、アスパラガス、イチゴ、ウコン、ウド、ウリ、エダマメ、サヤエンドウ、オクラ、カブ、カボチャ、カラシナ、カリフラワー、カンピョウ、キノコ、キャベツ、キュウリ、キクイモ、クワイ、コゴミ、ゴボウ、コマツナ、さつまいも、サトイモ、サニーレタス、サラダナ、ザーサイ、シシトウ、シソ、ジネンジョ、シュンギク(キクナ)、ショウガ、シロナ、スイカ、ズイキ、ズッキーニ、セリ、セロリ、雑煮ダイコン、ダイコン、タカナ、タマネギ、チンゲンサイ、トウガラシ、トウガン、トマト、ナス、ナバナ、ニガウリ(ゴーヤ)、ニラ、ニンジン、ニンニク、ノザワナ、ハーブ、ハクサイ、パセリ、パプリカ、ハヤトウリ、バレイショ(食用品種)、ピーマン、ヒモトウガラシ、フキ、フキノトウ、太ネギ、ブロッコリー、ホウレンソウ、マクワウリ、マコモタケ、マナ、ミズナ、未成熟トウモロコシ(スィートコーン)、ミツバ、ミブナ、ミョウガ、ミニトマト、メロン、モロヘイヤ、ヤーコン、ヤマノイモ(ヤマトイモ)、ユリネ、ヨモギ、ラディッシュ、ラッキョウ、レタス、レンコン、ワケギ、ワサビ、その他野菜	
その他作物	小豆	
花き・花木	切花、花壇苗、鉢花、花木、ハス	
果樹	ブルーベリー、山椒、その他の果樹	

＜留意事項＞

※複数年度をまたがって栽培される果樹・花木については、当該年度に定植するものが助成対象。